

特別加入保険料率

一人親方等の保険料率(第二種特別加入保険料率)

(単位:1/1,000)

		現行	改定(R6.4.1)	変化
特1	個人タクシー、個人貨物運送業者、原動機付自転車又は自転車を使用して行う貨物の運送の事業	12	11	↓
特2	建設業の一人親方	18	17	↓
特3	漁船による自営業者	45	45	
特4	林業の一人親方	52	52	
特5	医薬品の配置販売業者	7	6	↓
特6	再生資源取扱業者	14	14	
特7	船員法第一条に規定する船員が行う事業	48	48	
特8	柔道整復師	3	3	
特9	創業支援等措置に基づく事業を行う高年齢者	3	3	
特10	あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師	3	3	
特11	歯科技工士	3	3	
特12	指定農業機械作業従事者	3	3	
特13	職場適応訓練受講者	3	3	
特14	金属等の加工、洋食器加工作業	15	14	↓
特15	履物等の加工の作業	6	5	↓
特16	陶磁器製造の作業	17	17	
特17	動力機械による作業	3	3	
特18	仏壇、食器の加工の作業	18	18	
特19	事業主団体等委託訓練従事者	3	3	
特20	特定農作業従事者	9	9	
特21	労働組合等常勤役員	3	3	
特22	介護作業従事者及び家事支援従事者	5	5	
特23	芸能関係作業従事者	3	3	
特24	アニメーション制作作業従事者	3	3	
特25	情報処理システムの設計等の情報処理に係る作業従事者	3	3	

海外労働者(第三種特別加入保険料率)

海外で行われる事業に派遣される労働者等	3	3	
---------------------	---	---	--